

徳島県情報公開審査会答申第172号

第1 審査会の結論

徳島県知事の決定は、妥当である。

第2 諮問事案の概要

1 公文書公開請求

平成29年1月11日（同月12日受付）、審査請求人は、徳島県情報公開条例（平成13年徳島県条例第1号。以下「条例」という。）第6条第1項の規定に基づき、徳島県知事（以下「実施機関」という。）に対し、次の公文書公開請求を行った。

県から〇〇市議会議員に提供された平成〇年〇月〇日の環境対策特別委員会の議会答弁について

- ①県は〇〇市の施設の設置届で流動床式ガス化溶融炉として受理しているが、廃棄物関係法令上の熱分解施設には分類されていないとした委員会説明資料（以下「本件請求1」という。）及び根拠となる文書一切（以下「本件請求2」という。）
- ②県が現在認識している〇〇市の施設の燃焼室の各容積及び燃焼ガス滞留時間2秒以上を確保する場所が分かる文書（該当部分のみでよい）（以下「本件請求3」という。）
- ③燃焼温度800℃以上が確保されていると答弁しているが、その温度の測定場所が分かる資料（提供文書①～④の位置）温度と場所があれば①～④はなくてもよい（以下「本件請求4」という。）
- ④主燃焼室の温度計の修理の確認日が分かる資料（以下「本件請求5」という。）

<参考資料>

- ①平成〇年〇月〇日の環境対策特別委員会議事録（提供文書）
- ②市の設置届に対する県の受理書
- ③環整第3107号公文書開示文書
- ④議員の質問趣意書及び県の答弁書

2 実施機関の決定

平成29年1月25日、実施機関は、本件請求1及び本件請求5に対して、対象公文書が不存在であり、本件請求2については、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「法」という。）の市販の法令集を根拠としており、徳島県情報公開条例第7条第3号に規定する条例の適応を受けない文書に該当するとして、公文書公開請求拒否決定処分（以下「本件処分」という。）を行い、審査請求人に通知した。

また、同日、本件請求3及び本件請求4に対して公文書公開決定処分を行い、審査請求人に通知した。

3 審査請求

平成29年2月24日、審査請求人は、本件処分を不服として、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第2条の規定に基づき、実施機関に対して審査請求を行った。

4 諮問

平成29年5月25日、実施機関は、徳島県情報公開審査会（以下「当審査会」という。）に対して、当該審査請求につき諮問（以下「本件事案」という。）を行った。

第3 審査請求人の主張要旨

1 審査請求の趣旨

審査申立てに係る処分を取り消し、公開請求に該当する文書の開示を求める。

2 審査請求の理由

審査請求人から提出された審査請求書及び反論書によると、審査請求の理由は、概ね次のとおりである。

(1) ○○市の流動床式ガス化溶融炉の分類について

①○○市の施設の設置届及び県の受理書添付の廃棄物処理技術評価では、流動床式ガス化炉に熱分解の記述がある。②○○市が県を通じて環境大臣に提出した「廃棄物処理施設整備費国庫補助金交付申請書」の事業計画説明書では「熱分解設備」の記載がある。③県の受理書構造基準適合状況確認結果では「熱分解ガス」の記載がある。④○○市は市民及び見学者に対する資料で流動床式ガス化炉について「流動された高温の砂の中にごみを投入して蒸し焼き状態にし、可燃ガスと炭状のチャーと呼ばれる可燃物を取り出します。ごみの中の不燃物は、砂と共に抜き出し砂と分離します。不燃物中の鉄やアルミ分は再利用するため磁力を使って回収します。」と記載されている。

県は○○市の施設が熱分解施設ではない根拠として、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（以下「令」という。）第3条第2項ロ及び廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則（以下「規則」という。）第1条の7の2の規定に明記されているとする。

しかし、その法令の記載内容は、

「令第3条第2項ロ」

一般廃棄物の熱分解（物を処分するために、燃焼を伴わずに加熱により分解することをいう。以下同じ。）を行う場合には、環境省令で定める構造を有する熱分解設備（熱分解により廃棄物を処理する設備をいう。以下同じ。）を用いて、環境大臣が定める方法により行うこと。

「規則第1条の7の2」

令第3条第2号ロの環境省令で定める構造は、次のとおりとする。

- 一 炭化水素油又は炭化物を生成する場合にあっては、次のとおりとする。
 - イ 熱分解室内への空気の流入を防ぐことにより、熱分解室内の廃棄物を燃焼させない構造のものであること。
 - ロ 一般廃棄物の熱分解を行うのに必要な温度及び圧力を適正に保つことができるものであること（圧力については、加圧を行う場合に限る。ハについて同じ。）。
 - ハ 熱分解室内の温度及び圧力を定期的に測定できる構造のものであること。
 - ニ 処理に伴って生じた残さ（炭化物を含む。以下この号において同じ。）を排出する場合にあっては、残さが発火しないよう、排出された残さを直ちに冷却することができるものであること。
 - ホ 処理に伴って生じたガスのうち炭化水素油として回収されないガスを適正に処理（燃焼させることを除く。ただし、処理した一般廃棄物の重量、生成された炭化水素油の重量及び処理に伴って生じた残さの重量を測定することができる熱分解設備において、通常の操業状態において生成される炭化水素油の重量が、処理した一般廃棄物の重量の40パーセント以上であり、かつ、処理に伴って生じたガスのうち炭化水素油として回収されないガスの重量が、処理した一般廃棄物の重量の25パーセント以下である処理（再生利用を目的として炭化水素油を生成するものに限る。）にあっては、この限りでない。）することができるものであること。
- 二 前号以外の場合にあっては、一般廃棄物の熱分解に必要な温度を適正に保つことができるものであることその他の生活環境の保全上の支障が生じないよう必要な措置が講じられていること。

上記の法令から県に提出した設置届及び受理書等から〇〇市の施設が燃焼を伴わず加熱により分解するガス化炉が、熱分解装置であることは紛れもない事実であると考え、県が〇〇市の施設のガス化炉が熱分解施設でなく焼却施設であるとする理由及び焼却方式分類上どのような施設かご教示求める。

以上のことから委員会での県の法令上は熱分解施設に分類されないとする答弁には疑問があり、明確な根拠の開示が必要である。

(2) 主燃焼室の温度計の修理について

〇〇市の施設は、平成〇年〇月〇日当時の市長も参加して試運転に係る不具合の説明（特に温度不足と不安定）を地元住民に行った。その後の引き取りから平成〇年〇月の測定中止まで、管理日報の主燃焼室温度は乱高下が続く、〇月より測定値の記載はない。県は、この温度計の故障に対し、平成〇年〇月〇日に修理等改善の助言を行っているが、〇〇市は、現在まで何の改善もせず放置状態であり職務怠慢

であることから、勧告等の経緯について文書開示を求めたもので、該当文書不存在は県の不作為である。

また、速やかに〇〇市が改善するよう技術的助言を行うよう求める。

第4 実施機関の説明要旨

実施機関から提出された弁明書及び口頭理由説明を要約すると、本件処分の理由は、概ね次のとおりである。

1 〇〇市の一般廃棄物処理施設について

通常、市町村の一般廃棄物処理施設は、熱分解、燃焼、熔融等の単位反応を、単独又は組み合わせて適用することによって、ごみを高温酸化してその容積を減じ、残さ、固化物に変換するものをいう。焼却を行う設備の構造は、規則第1条の7で規定されており、また、一般廃棄物処理施設の技術上の基準として規則第4条第1項で規定されている。

熱分解施設については、廃棄物を焼却を伴わずに加熱により分解する施設のことをいい、熱分解を行う設備の構造の基準として、規則第1条の7の2に規定されている。

〇〇市の一般廃棄物処理施設の概要とごみの流れについては、受け入れたごみを、まず、ごみピットに集めた後、流動床式ガス化炉に投入してガス化し、発生したガスを次の熔融炉で燃焼させ、灰は熔融炉で溶かされ、燃焼ガスは熔融炉から次の二次燃焼室の区間で燃焼する構造の施設である。すなわち、熱分解、燃焼、熔融を組み合わせてごみ処理を行っている施設であって、明らかに焼却施設に該当するものである。

〇〇市は、法に基づき、平成〇年に焼却施設（流動床式ガス化熔融方式）として県に設置届を提出し、受理されたものである。

2 本件処分の妥当性について

本件請求1及び本件請求2について、前記1で述べたとおり、〇〇市の一般廃棄物処理施設は、明らかに焼却施設であり、熱分解施設に当たらないとする根拠は、令第3条第2項ロ及び規則第1条の7の2の規定そのものである。

よって、内容が法令で示されていることから委員会説明資料を作成し、又は取得しておらず文書は不存在であり、根拠の文書も市販の法令集であることから条例の適用を受けない文書に該当する。

本件請求5については、平成〇年〇月〇日の委員会の議会答弁において、該当する内容が無かったことから、文書は不存在である。

以上のことから、条例第7条第2号及び第3号の規定により公開請求を拒否したものである。

第5 審査会の判断

当審査会は、本件事案について審査した結果、次のとおり判断する。

1 本件請求に係る公文書

本件請求に係る公文書は、平成〇年〇月〇日の委員会の議会答弁に関する次の(1)から(3)の文書である。

- (1) 本件請求1に係る公文書は、〇〇市の一般廃棄物処理施設の設置届で流動床式ガス化溶融炉として受理しているが、廃棄物関係法令上の熱分解施設に分類されていないとした委員会説明資料である。
- (2) 本件請求2に係る公文書は、〇〇市の一般廃棄物処理施設の設置届で流動床式ガス化溶融炉として受理しているが、廃棄物関係法令上の熱分解施設に分類されていないとした根拠となる文書である。
- (3) 本件請求5に係る公文書は、主燃焼室の温度計の修理の確認日が分かる資料である。

2 本件処分の妥当性について

実施機関は、本件請求1及び本件請求5に係る公文書が不存在であり、本件請求2に係る公文書は条例の適用を受けない文書に該当すると主張しているため、以下検証する。

(1) 本件請求1に係る本件処分について

当審査会で見分したところ、平成〇年〇月〇日の委員会の議事録中、当時の〇〇環境指導課長が、〇〇市の一般廃棄物処理施設について「廃棄物関係法令上の熱分解施設には分類されておりません。焼却施設に分類されるものでございます。」と答弁していることが認められる。また、〇〇市の一般廃棄物処理施設については、実施機関が、平成〇年〇月〇日に焼却施設（流動床式ガス化溶融方式）として、法に基づき設置届を受理しているものである。

審査請求人は、令第3条第2項ロ及び規則第1条の7の2を根拠として、当該施設を熱分解施設に該当すると主張し、実施機関は、当該条文を根拠として、当該施設が熱分解施設に明らかに該当しないと主張している。

平成〇年〇月〇日の〇〇環境指導課長（当時）の答弁では、熱分解施設ではない根拠を「廃棄物関係法令」と明言していること、また、実施機関が、〇〇市の一般廃棄物処理施設は熱分解のみならず燃焼を行う施設であるため、令第3条第2項ロ及び規則第1条の7の2の条文自体から熱分解施設でないことは明らかであると解釈していることからすれば、委員会説明資料の作成も取得もしていないという説明に不自然な点は認められない。

よって、本件請求1に係る公文書は作成も取得もしていないため不存在であるとして実施機関が行った本件処分は、妥当であると認められる。

(2) 本件請求2に係る本件処分について

条例第2条第2項では、「公文書」が定義されているが、第1号では、「官報、公報、白書、新聞、雑誌、書籍その他不特定多数の者に販売することを目的として発行されるもの」は公文書から除くものと規定されている。

よって、本件請求2に係る公文書は法令そのものであって、市販されている法令集は条例の対象となる公文書ではないとして実施機関が行った本件処分は、妥当であると認められる。

(3) 本件請求5に係る本件処分について

当審査会において見分したところ、平成〇年〇月〇日の委員会の議会答弁において、主燃焼室の温度計の修理の確認日について、委員からの質問はなく、それに対する答弁の記載も見当たらなかった。

したがって、主燃焼室の温度計の修理の確認日に関する資料を作成し、又は取得していないという実施機関の説明に不合理な点はない。

よって、本件請求5に係る公文書について文書不存在を理由として実施機関が行った本件処分は、妥当であると認められる。

3 審査請求人のその他の主張について

その他、審査請求人は、委員会での県の法令上は熱分解施設に分類されないとする明確な根拠の開示や、温度計の故障について〇〇市に対し改善するよう技術的助言を求める等と主張するが、当審査会は、実施機関が行った公開等の決定につき、その妥当性を審議する機関であり、当該事項について判断する立場にない。

4 結論

当審査会は、本件事案を厳正かつ客観的に検討した結果、冒頭の「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

第6 審査会の処理経過

本件事案に係る当審査会の処理経過は、次のとおりである。

| 年 月 日 | 内 容 |
|-------------|--------------|
| 平成29年 5月25日 | 諮問 |
| 10月26日 | 審議（第148回審査会） |
| | |

| | |
|------------|----------------------------|
| 12月8日 | 審議（第149回審査会） |
| 平成30年1月15日 | 実施機関からの口頭理由説明，審議（第150回審査会） |
| 2月21日 | 審議（第151回審査会） |
| 3月27日 | 審議（第152回審査会） |

徳島県情報公開審査会委員名簿

(五十音順)

| 氏名 | 職業等 | 備考 |
|--------|------------------------------|---------|
| 喜多 三佳 | 四国大学 経営情報学部 教授 | 会長 |
| 小田切 康彦 | 徳島大学大学院 社会産業理工学研究部 准教授 | |
| 益田 歩美 | 弁護士 | |
| 松尾 泰三 | 弁護士 | 会長職務代理者 |
| 真鍋 恵美子 | 公認会計士，税理士 | |